

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（総括・分担）研究報告書

東京地下鉄サリン事件におけるカルテの保存に関する研究

研究分担者 石松伸一

研究要旨 東京地下鉄サリン事件の急性期医療情報とし診療録は重要である。また、医療機関に存在資料も併せて保存すべきである。そのため、診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存し、医療機関内の倫理委員会や診療録管理委員会の承認を得るべきで、診療録以外の資料は病院の責任でこれを保管する。また、診療録保管の法的義務は5年であり、サリン事件に関わる診療録を電子化して診療録として永久保存することを法的に義務化すべきである。

A. 研究目的

東京地下鉄サリン事件に関係する診療録やその他の記録は逸失寸前であり、これを永久に保存するため、必要な方法を確認し、課題を明らかにする。

B. 研究方法

当院、聖路加病院でのカルテ電子化にあたり、問題点、課題を抽出した。

C. 研究結果

大きく2つの問題があった。一つは診療録のどこまでを電子化するか、もう一つは電子化(PDF化)したものを正式なカルテ「診療録」として登録するかである。PDF化はスキャナーを用いて個人カルテの内容(診療録、検査結果、診断書等の書類すべて)を電子化した。手書きの部分や傾きがあるものなど様々有りサーチャブルPDFではなく通常のPDFとし、解像度は300dpiとした。すべて手動で実施した。すでに25年以上経過しており、一部文字が薄く電子化したデータが判読不可能なものは、再度スキャンの条件を変更して実施した。この作業は目視で行う必要があり時間を経過した

書類の電子化の際には大きな問題点であった。後者は、医療機関として今後保存しやすくするにはPDF化した旧診療録も正式な診療録として登録すべきであろうと思われた。しかし、診療録の保存期間は法的に5年と定められており、医療機関内でも残す必要があるのか、という反対意見が根強い。そこで、サリン事件に関わる診療録を電子化して診療録として永久保存することが法的に義務化されれば、医療機関内の合意形成に助けとなる。

D. E. 考察と結論

よって以下の事を実施した。

- 1) 診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存する。
- 2) 電子化にあたっては倫理委員会の承認を得る。
- 3) 保存した記録は個人の電子カルテとして保存させるが、スキャンした物は、「#サリン事件記録」として、セキュリティに十分配慮した上で他の診療録とは区別した形で保管する(脳死判定記録と同様の扱い)。
- 4) 「#サリン事件記録」としての管理することは、手続き上診療録管理委員会の承認を得る。
- 5) スキャンするものは、診療記録として残っているものをすべてとする。
- 6) サリン事件に関わる診療録を電子化して診療録として永久保存することが法的に義務化されれば、医療機関内の合意形成に助けとなる。

F. 健康危険情報

総括研究報告書にまとめて記入

G. 研究発表論文発表、学会発表、知的財産権の出願・登録

なし